

「(仮称)新潟市工場立地法に基づく緑地率等に関する準則を定める条例の制定について(案)」に対する意見と市の考え方

意見募集期間:平成29年4月10日(月)～平成29年5月9日(火)  
 意見提出者数:4名(窓口 0名、郵送 2名、FAX 1名、電子メール: 1名)  
 意見提出件数:4件

番号	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	修正案
1	全般	環境に配慮した中で、新潟市の実情(企業ニーズ等)を考慮し、新たな企業の進出や既存企業の設備投資を促し、市内産業の活性化を図ることを目的とする条例を制定することには、賛成致します。	市内への企業の進出や域内企業の設備投資を促進し、引き続き産業の活性化を図ります。	無
2	緑地率の緩和	緑地率の緩和にしては反対です。 理由は新潟市の気象と地形に関係します。新潟市は太平洋側の気候とはかけ離れており、雨、雪が多く、地形的にも地名の通りももとは潟であるため排水が悪いです。そのため新潟市が被る自然災害において一番考慮しなければならないのは、津波でも地震でもなく、水害です。 大雨による排水能力低下あるいは上流での堤防決壊などです。いち早く、地域の排水を行う為には緑地での自然浸透が大切です。昨今は多くの田畑が宅地化となり、自然排水能力が低下しております。 また企業側としてもメリットが少ないと考えます。緑地率が緩和されても冬季の除雪による雪捨て場確保は難しいため、最終的に緑地のところに雪を一時保管しなければなりません。さらに世界的な温暖化対策を求められる中、企業誘致を念頭とした緑地率緩和は賛同をえることができないと思います。以上ご検討いただければ幸いです。	大雨による周辺への影響などについては所管する庁内部署とも調整のうえ、利用計画の内容を十分に確認し、企業に対して必要な配慮を求めながら、用地の有効活用を推進します。	無
3	本市の実情に即した設定	「本市の実情に即した設定」の意味がわかりません。新潟市は景観や環境保全を重視しないということが市の実情なのか。あえて引き下げは必要ないと思います。	本市は全域が都市計画区域であり、工場立地法の適用を受ける大規模工場が立地できるエリアは限定されています。 国の法施行から44年が経過し、環境面の技術革新により工場周辺に与える影響も小さくなる中、一方で本市では工業用地が不足し工場の建て替えや、事業拡張の声にこたえられない状況です。この現状を踏まえ、既存土地(敷地)の有効活用を図るため条例を制定するものです。 景観や環境保全は、引き続き庁内所管部署と調整のうえ、企業に対して周辺地域の生活環境への十分な配慮を求めながら、限られた用地の活用を推進します。	無
4	全般	このたびの、工場立地法の緑地率等の緩和策について心待ちにしていました。新ルール(変更案)には、全面的に賛同申し上げます。 弊社は食品会社であり、害虫対策には十分配慮をしておりますが、工場敷地内の緑地から発生する虫等の対策には頭を悩ませていました。又、工場の立地条件から自家用車通勤者が多く、構内駐車場では不足しており離れた土地の駐車場を利用して対応しているのが現状です。さらに工場の老朽化問題及び新商品対応のために新規設備とスペースが必用ですので、緩和のあかつきには早速工場増設計画を立案していきたいと思っております。 尚、減少する緑地の植生は単に芝生など草花のみにせず、害虫の発生しにくい中低木の樹種を育て、微力ながら二酸化炭素吸収に貢献したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。	市内への企業の進出や域内企業の設備投資を促進し、引き続き産業の活性化を図ります。	無